

令和 8 年 9 月八戸市議会定例会

報 告 事 件

(そ の 2)

9 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第26号	専決処分の報告について ----- （自動車事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分）	3
報告第27号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分）	5
報告第28号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分）	7
報告第29号	専決処分の報告について ----- （自動車破損事故に係る損害賠償の額を定めることの専決処分）	9

報告第26号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和8年9月18日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和8年4月3日に青森県上北郡おいらせ町向山東四丁目の県道において発生した自動車事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第19号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

自動車事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 257,031円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第27号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和8年9月18日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和8年6月16日に市立根城中学校において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第18号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

排水溝のグレーチング蓋の跳ね上がりによる自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年9月3日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 26,290円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第28号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和8年9月18日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和8年4月12日に八戸市大字尻内町字滝谷沢の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第20号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年9月4日

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 金額 8,861円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

報告第29号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和8年9月18日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和8年5月7日に八戸市南郷大字大森字大森の市道において発生した自動車破損事故について、損害賠償の額を定めることを専決処分したから報告するものである。

処分第21号

損害賠償の額を定めることの専決処分について

市道における道路の損壊による自動車破損事故に係る損害賠償の額を次のとおり定めることを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年9月4日

八戸市長 熊谷 雄 一

- 1 金額 15,990円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。